

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町立学校施設使用条例 第9条ただし書		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第82号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の不還付)  第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日